

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	文化芸術に関する各種の事業を推進することにより、県民文化の育成と振興を図るとともに、県民に広く文化活動の場を提供することにより、自主的な活動を支援し、人と人との交流、地域の活性化を図るための文化芸術振興事業	70.0

#### [1] 事業の概要について (注1)

##### (1) 趣旨 (目的)

当法人は、文化芸術に関する各種の事業を推進することにより、県民文化の育成と振興を図るとともに、県民に広く文化活動の場を提供することで、自主的な活動を支援し、もって心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与することを目的としており、当該法人の目的を達成するために、良質な舞台公演の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術振興のための各種事業の企画、実践や文化活動者等の育成、支援を行っている。

また、この他、「文化振興を図る拠点施設」である鳥取県立県民文化会館、「人と人との交流促進及び地域の活性化」と中部地区の文化振興を目指す鳥取県立倉吉未来中心の管理運営を行い、各施設の設置目的や特性を活かした事業を積極的に実施するとともに、県民に広く活動の場を提供する。

なお、施設の管理運営に関しては、指定管理者に指定されており、鳥取県及び倉吉市と協定等を締結の上、これを遵守していく。

##### (2) 事業

#### 1 文化振興財団事業

##### (1) 鑑賞プログラム

県民に鑑賞機会を提供する。

##### ア 鑑賞公演 (年間6本～9本程度実施)

県民文化会館梨花ホール、倉吉未来中心大ホール、その他県内の文化施設を活用し、指定管理事業に加え国内外の優れた舞台芸術を鑑賞する場を幅広く提供する。(令和8年度予定：8事業9公演(東部3公演、中部3公演、西部3公演))

##### イ 特別共催事業

##### (ア) 報道機関 (マスコミ) 特別共催事業 (年間10本程度実施)

民間機関が実施する公共性の高い優れた鑑賞公演に対し、当財団が共催することで県民の鑑賞機会を増やす。

##### (イ) 一般団体特別共催事業 (年間15本程度実施)

一般団体 (芸術団体・文化芸術関連NPO団体など) が実施する優れた鑑賞公演について当財団が共催することで、県民に優れた実演芸術公演を多く提供し、鑑賞機会を増やす。

##### (2) とりアート実行委員会等事務局等 (県補助事業：鳥取県総合芸術文化祭・とりアート)

専門性を持つ財団職員により実行委員会事務局運営を行い、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を広げる。

##### (3) 教育普及プログラム (教育事業)

##### ア 芸術鑑賞教室

(実施回数：年間10回程度、会場：県内高校・特別支援学校、運営体制：鳥取県教育委員会と共催)

高等学校及び特別支援学校の生徒、教職員等を対象に、音楽・演劇・伝芸能等、様々な分野の芸術鑑賞公演を開催。

##### イ 児童生徒を対象とした文化芸術事業

(実施回数：年間30回程度、会場：県内小中学校・特別支援学校、運営体制：各市町村教育委員会と共催予定)

小中学校及び特別支援学校の児童・生徒、教職員等を対象に、芸術鑑賞の機会が比較的少ない小規模校等の青少年に向けた上質な実演芸術の鑑賞機会を提供する。また、学校の理解・協力を得ながら保護者や地域住民等と一緒に鑑賞できる環境を整える。

##### ウ 劇場へようこそプロジェクト

(実施回数：年間1回程度、会場：県民文化会館梨花ホール、倉吉未来中心大ホール、その他県内の文化施設)

小学校5年生をホールに招き、質の高い実演芸術に触れるとともに劇場での鑑賞体験の場を提供する。

【事業対象者】

主な利用者は鳥取県民であるが、他県からの利用者にも広く機会を提供。

【事業実施の財源】

入場料・参加料収入、友の会会費、鳥取県からの補助金等。

2 県民文化会館の管理運営事業

(1) 施設の貸与事業（公益目的事業に係る施設貸与）

鳥取県から指定管理を受け、施設の管理運営を行う。

ア 管理事務

施設設備の維持管理、利用の許可、利用者の応接、管理状況の報告等に関するを行う。

イ 利用料徴収事務

利用料の調定、収納、還付、利用状況の報告等に関するを行う。

(2) 地域の賑わい創出事業

ア 県民文化会館にぎわい事業

財団協賛パートナー企業や会館周辺の施設等と連携・協働し、文化芸術による支援者同士の交流のみならず、人が集う機会を創出する。

(ア) 財団支援者等との実演芸術交流

(イ) 図書館、公文書館、県民文化会館他事業との連携企画（カフェ施設コンサート等）

イ けんぶんファミリープログラム

親子で気軽に参加・鑑賞ができる公演等を実施し、次代を担う子どもたち誰もが文化芸術に親しむ環境を生み出す。

(ア) アート SQUARE 夢空間

県民文化会館イベントホール等を利用し、気軽に様々なジャンルを鑑賞できる場の提供をするとともに、親子で気軽に参加鑑賞ができるワークショップ形式の鑑賞を取り入れた小規模公演等を実施する。

(イ) ホール探検ツアー

親子や若年層を対象としたホール探検ツアーを実施し、普段は見ることや立ち入ることの出来ない各種の舞台装置や機材の操作体験、会館や舞台芸術を下支えする裏方スタッフの役割などの解説等を行う。

(ウ) みんなのピアノ聴き弾きくらべコンサート

会館が保有している3種のグランドピアノを活用して参加・体験型の事業を実施し、専門家による説明に加えミニコンサートを行い、生の舞台芸術に触れる機会を設ける。

(3) 文化芸術・舞台技術支援（文化団体等）

ア 企画職員及び舞台技術職員による助言と支援

(4) プロデュース事業

国内外で活躍するプロフェッショナルのサポートを受け、地元活動者と協働してオリジナル舞台作品を制作し、幅広く県民へ鳥取県の特徴ある地域文化と文化芸術の魅力を発信する。

ア 音楽（毎年）

《TCO 鳥取チェンバーオーケストラ事業》

鳥取県クラシックアーティスト・オーディション」受賞者及び国内外で活躍する県出身・在住のプロ奏者で構成する「鳥取チェンバーオーケストラ」コンサートを開催します。併せて、各地区のジュニアオーケストラ、県内高校の弦楽部等、若手活動者や若年層を対象とし、とっとりチェンバーオーケストラメンバーを講師としたクリニックを実施し、最終日には、成果発表のステージを設け一般公開します。また、奏者が主体となって企画する公演を支援（会場費補助・広報）し、事業の継続的な発展と合奏団・奏者の理解者・支援者の拡大を図る。

（令和8年度予定）

《第7回定期公演》

日程：令和8年11月8日（日）

会場：とりぎん文化会館 梨花ホール

イ 演劇

《U-18シアタープロジェクト Act3》

県内の18歳以下が創作した台本（脚本）を同じく県内18歳以下が演じる新作演劇公演の第3弾。

（令和8年度予定）

《U-18シアタープロジェクト Act3 「（仮）セロは段ボールにおさまるか」》

日程：令和8年9月20日（日）、21日（月・祝）

会場：エスパック未来中心 小ホール

## ウ 舞踊

### 《バレエ「赤毛のアン」公演》

鳥取県から発信する持続可能な作品制作の取り組みの一つとして創作作品を制作し、文化芸術がもたらす心の潤いと豊かな未来の創造へとつなげ、多くの新規鑑賞者に実演芸術の魅力を伝えていくことを目的とする。令和8年度は、令和6年度の創作バレエを改訂・再編成し上演。活動者だけでなく県内の人材育成も目的とし、県内のバレエ講師がアウトリーチ作品の制作に深く関わる役割を担うことで、鳥取県の人材（ダンサー及び指導者）の更なる技術的成長と出演機会・創作機会の創出へと繋げる。

（令和8年度予定）

日程：令和8年8月30日（日）

会場：とりぎん文化会館 梨花ホール

## エ 古典・伝統芸能（毎年）

### 《とっとり伝統芸能フェスティバル》

地域に根付く郷土芸能の伝承・発信を主軸とし新たな事業展開を行うことで地域独自の文化継承を行う。

（令和8年度予定）※とりアート企画事業と連携・協働

日程：令和8年6月14日（日）

会場：大御堂廃寺跡 特設ステージ

## （5）市町村連携・交流プログラム

### ア 実演芸術市町村連携公演事業

（実施回数：年10回程度、会場：県内市町村ホール、小中学校、運営体制：市町村、各市町教育委員会と共催）  
本格的なホールでの鑑賞機会が少ない市町村在住者を対象に、市町村と協働して、質の高い実演芸術の鑑賞機会を提供する。

## （6）教育普及プログラム（普及事業）

### ア ようこそ劇場プロジェクト

県内小学校の5年生を対象に、ホール等の文化施設を会場として鳥取県にゆかりのあるアーティストによる音楽・舞踊・演劇・伝統芸能等の鑑賞公演を開催する。鳥取県に住む子どもたちが「一度はホールで実演芸術を鑑賞したことがある」という環境づくりを目的として実施する。（チケットもぎり、パンフレット配布、座席案内等、公演のレセプション体験も提供。）

（令和8年度予定）

日程：令和8年6月24日（水）

会場：エスパック未来中心 大ホール

## （7）人材育成プログラム

県内の公立文化施設（県文協）、教育機関（大学や高校演劇部）を対象とした施設・専門設備解説及び舞台基礎解説や照明音響の操作を含む体験型研修会の実施。また、鳥取県文化施設協議会と連携して、県内公立文化施設で企画制作・広報、舞台技術・施設運営を担う職員を対象に、各種スキルの向上やノウハウ習得、職員の専門性向上、ネットワーク構築のための場を提供する。

（令和8年度予定）

### ア 舞台技術講座

実施回数：年3回程度

会場：とりぎん文化会館 梨花ホール等

### イ アートマネジメント研修

日程：令和9年1月下旬から2月中旬の2日間

会場：エスパック未来中心 小ホール等

## （8）県内公立文化施設及び関係機関等連携事業

### ア （公社）全国公立文化施設協会中四国支部委員館

鳥取県の代表館として、支部委員会（年3回）、研修会（業務管理研究会、アートマネジメント研修会、技術職員研修会）、調査・研究のための部会（経営環境部会、事業環境部会、特別部会）に関する事など、各支部委員館と連携して適正かつ円滑に運営する。

〔参考〕令和2年2月から県民文化会館館長が（公社）全国公立文化施設協会の副会長に就任。

### イ 鳥取県文化施設協議会会長館（事務局事務）

総会の開催、研修会（事業・運営研修会、施設・技術研修会）の開催など、ネットワークの充実と人材育成に関する事など、各加盟館と連携して適正かつ円滑に運営する。

## 【事業対象者】

主な利用者は鳥取県民であるが、他県からの利用者にも広く機会を提供。

## 【事業実施の財源】

利用料収入、入場料・参加料収入、鳥取県からの指定管理委託料等。

### 3 倉吉未来中心の管理運営事業

#### (1) 施設の貸与事業（公益目的事業に係る施設貸与）

鳥取県から指定管理を受け、施設の管理運営を行う。

##### ア 管理事務

施設設備の維持管理、利用の許可、利用者の応接、管理状況の報告等に関するを行う。

##### イ 利用料徴収事務

利用料の調定、収納、還付、利用状況の報告等に関するを行う。

#### (2) 未来つながるプロジェクト

「人と人との交流促進」及び「地域の活性化」という倉吉未来中心の設置目的の達成を目指し、地域のこれからの活力ある“まちづくり”と心豊かな“ひとづくり”を目標として、以下の事業を実施する。

##### ア 将来を担う子どもたちへの取組

###### (ア) キッズプログラム「ハピースマイルコンサート（インリーチ・アウトリーチ）」年9回程度

乳幼児から鑑賞・参加可能なコンサートや実演芸術体験ワークショップ等を開催し、子どもたちの実演芸術体験の充実を図る。

##### イ 交流促進・賑わい創出の取組

###### (ア) 大人向けプログラム「みらい楽演祭」年2回程度

将来性豊かな地元アーティストをメインに起用し、ワンコインコンサートやテーマコンサート、平日公演など、ライフスタイルに合わせたプログラムを提案し、実施する。

###### (イ) 施設体験ツアー「ホールたんけんツアー」年1回、「ホールたんけんツアーミニ(仮)」年2回程度

普段は見ることの出来ないホールの裏側の見学や、舞台機器操作等の仕事を体験する機会を設ける。

##### ウ 活動支援の取組

###### (ア) 未来つながるアーティストプログラム 実践を中心に年2回程度

専門家や経験豊富なアーティストの助言の下、企画力・プロデュース力を身に付け、地域で活躍できる人材を育成する。

###### (イ) ワークショップ CAMP! 年3回

ワークショップの専門人材による指導の下、地域人材を育成しながら、演劇における複合的な要素（共感力、コミュニケーション力、歴史の伝承・伝達、多様性の受容等）を活用したワークショップを実施し、地域課題の解決に繋げる。

###### (ウ) 舞台技術ワークショップ 年2回

「舞台」「音響」「照明」などの舞台技術に関する基礎知識の習得を目的とする講座やワークショップを行い、地域の実演芸術を支える人材の育成を目指す。

#### 【事業対象者】

主な利用者は中部地域をはじめとする鳥取県民であるが、他県からの利用者にも広く機会を提供。

#### 【事業実施の財源】

利用料収入、入場料・参加料収入、鳥取県等からの指定管理委託料等。

### 4 鳥取県文化振興財団文化振興事業基金事業

鳥取県からの基金造成事業補助金を受け、県民の多様化、高度化する文化への志向に応えるため、文化芸術事業の経費等へ充当し事業を実施する。

#### 【事業対象者】

主な利用者は鳥取県民であるが、他県からの利用者にも広く機会を提供。

#### 【事業実施の財源】

鳥取県からの補助金。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

### [2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項から第5項
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
02	本事業は、県内において文化芸術に関する各種の事業を推進することにより、県民文化の育成と振興を図るとともに、県民に広く文化活動の場を提供することにより自主的な活動を支援し、人と人との交流、地域の活性化を図るものであり、「文化及び芸術の振興を目的とする事業」に該当すると考える。
19	本事業は、各種文化事業等の実施を通じて施設を中心に人々が集い、交流する環境を創出するとともに、地域の活性化を図るものであり、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(17) 主催公演	<p>1.当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。(例:企画・選定の方針等の適切な手続が定められている/(地域住民サービスとして行われる場合)企画段階で地域住民のニーズの把握に努めている)</p> <p>3.主催公演の実績(公演名、公演団体等)を公表しているか。</p>	<p>(17) 主催公演</p> <p>1 文化振興事業                      (1)鑑賞プログラム                      2 県民文化会館管理運営事業                      (4)プロデュース事業</p> <p>1 鑑賞プログラムについては、地方ではなかなか鑑賞する機会が少ない、国内外の質の高い舞台公演を県民へ広く提供することで、文化芸術に親しむ人や、横断的な鑑賞者を増やし、県民文化の育成と振興を図ることを目的としている。プロデュース事業については、鳥取県の特色ある地域文化をもとに、国内外で活躍するプロフェッショナルのサポートを受け、地元活動者と協働してオリジナル舞台作品を制作する。作品の制作過程を通して、出演者・スタッフ等の協働推進者をはじめ、来場者等幅広く県民へ、作品内容やジャンルの魅力を多面的に伝える工夫によって、鳥取県の特色ある地域文化と文化芸術の魅力を発信することを目的としている。これらは、定款や事業計画に位置づけ、ホームページ等で広く明らかにしている。</p> <p>2 県民の皆様の多様な声を聴き、地域住民のニーズの把握に努め、そのニーズを反映させるため、企画事業の選定にあたっては各種事業実施時に行うアンケート等や、財団が設置する地域懇談会(県内3地区:文化芸術・市町村行政・マスコミ・教育・福祉・観光・経済関係者)の委員から広く意見を聴取し、これらの結果を踏まえて理事、評議員が決定している。</p> <p>3 公演名、公演団体、会場名、入場者数等の事業実績及び事業評価は、ホームページで公表している。</p>	<p>主催公演については、基本的に、営利企業では収益性等の理由で実施されにくいが高質な公演等を選定するとともに、安価な入場料金を設定し、一人でも多くの方に鑑賞していただけるように考えている。</p>

(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>(4) 体験活動等</p> <p>1 文化振興財団事業 (3)教育普及プログラム(教育事業)</p> <p>2 県民文化会館管理運営事業 (5)市町村連携・交流プログラム (6)教育普及プログラム(普及事業)</p> <p>1 学校等の教育機関に県内文化活動者等を派遣し、文化芸術の体験、鑑賞の機会を提供することで、次世代を担う青少年の豊かな情操を養い、文化芸術の普及啓発、健全な育成をもたらすことを目的としており、定款や事業計画で位置づけ、募集要項、ホームページ等で広く明らかにしている。</p> <p>2 専門家らによる多様で上質な実演芸術プログラム(音楽・演劇・伝統芸能等)を子どもたちに体験、鑑賞の機会を与える事業であり、文化を通じた教育普及プログラムとなっている。</p> <p>3 県内、県外等で活動している県内及び県出身の優れた文化活動者を中心に、各事業へそれぞれの分野の専門家を派遣している。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>2 県民文化会館管理運営事業 (3)文化芸術・舞台技術支援(文化団体等) (7)人材育成プログラム</p> <p>1 県内の公立文化施設(鳥取県文化施設協議会)、大学や高校演劇部等の教育機関を対象とした施設・専門設備解説及び舞台基礎解説や照明音響の操作を含む体験型研修会の実施。また、学校への派遣アーティストや舞台芸術を担う人材を広く養成するためのアートマネジメントに関する講座やワークショップ等を実施する。後進となる人材の育成と県内文化の向上と発展を目的としており、定款や事業計画で位置づけ、ホームページ等で明らかにしている。</p> <p>2 当該事業の参集範囲や受益の機会は、ホームページ等で募集されており、広く県民に開かれている。</p> <p>3 講師となる専門家による確認が行われる。</p> <p>4 講師等に対しては、県謝金を参考に適正な報酬額を設定しており、過大な報酬が支払われることのないよう配慮している。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)  2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)  ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)  イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)  ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)  エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)  (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(18)上記の事業区分に該当しない場合  1 文化振興事業  (2)とりアート実行委員会等事務局  1 鳥取県唯一の文化芸術の祭典として、「年齢・性別・障がいの有無・場所に関わらず、県民誰もが文化芸術を身近に感じ、日常生活の一部として親しみを持つことのできる鳥取県」というビジョンを事業実施の旗印として明確に掲げ、定款や事業計画に位置づけ、ホームページ等で広く明らかにしている。  2 ア 事業についての参加募集は、ホームページ等で広く県民に周知しており、受益の機会是一般に開かれている。  イ 文化芸術に関する専門家を含む様々な関係者による評価委員会を設置し、例年、事業評価を行い事業の質を確保している。  ウ 該当なし。  エ 特定の団体や業界の利益を図るものではない。  2 県民文化会館管理運営事業  (8)県内公立文化施設及び関係機関等連携事業  1 (公社)全国公立文化施設協会中四国支部委員館(鳥取県の代表館)として、支部委員会、研修会、調査・研究のための部会に関する事など、各支部委員館と連携して適正かつ円滑に運営する。  2 ア～ウ 該当なし。  エ 特定の団体や業界の利益を図るものではない。</p>	
<p>(11) 施設の貸与</p>	<p>1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。  2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。</p>	<p>(11)施設の貸与  2 鳥取県立県民文化会館管理運営事業  (1)施設の貸与事業  1 県条例に定める当該施設の設置目的は、県民の文化の振興を図ることであり、当法人の目的とも合致している。定款及び事業計画等にも明確に位置付けられており、ホームページ等で明らかにされている。  2 文化・芸術事業について優先して申込を受け付ける制度や文化活動団体、学校等への減免制度を設けている。  3 鳥取県立倉吉未来中心管理運営事業  (1)施設の貸与事業  1 県条例に定める当該施設に設置目的は、人と人との交流を促進し、地域の活性化を図ることであり、当法人の目的とも合致している。定款及び事業計画等に明確に位置づけられており、ホームページ等で公開されている。  2 文化・芸術事業について優先して申込を受け付ける制度や文化活動団体、学校等への減免制度を設けている。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>2 鳥取県立県民文化会館管理運営事業 (2)地域の賑わい創出事業</p> <p>1 財団協賛パートナー企業と連携・協働し、文化芸術による支援者同士の交流が生まれる機会を創出するとともに、会館周辺の施設等と連携・協働し、人が集う機会を提供する。会館が地域にとって身近で親しみやすい施設となることを目指し、施設の特性を活かしながら誰もが文化芸術に親しむ環境を生み出すことにより、文化の振興を図ることを目的としており、定款や事業計画に位置づけ、ホームページ等で広く明らかにしている。</p> <p>2 ア 各種事業の実施は、ホームページ、情報誌等で告知しており、誰でも気軽に参加できる。 イ 経験と実績を有する職員らが企画実施しており、また、事後には来場者アンケートによる評価を受けることで質の担保を図っている。 ウ 該当なし。 エ 特定の団体や業界の利益を図るものではない。</p> <p>3 鳥取県立倉吉未来中心管理運営事業 (2)未来つながるプロジェクト</p> <p>1 「人と人との交流促進及び地域の活性化」という施設の設置目的の達成と、中部地区の文化振興を目指し、地元の活動者らと連携した各種文化芸術事業を展開する。施設を中心に賑わいを創出し、人々が集い、交流が生まれ、地域が活性化されることを目的としており、定款や事業計画に位置づけ、ホームページ等で広く明らかにしている。</p> <p>2 ア 各種事業の実施は、ホームページ等で告知しており、誰でも気軽に参加できる。 イ 経験と実績を有する職員らが企画実施に参画しており、また、事後には、来場者アンケートによる評価を行うことで質の担保を図っている。 ウ 該当なし。 エ 特定の団体や業界の利益を図るものではない。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>4 鳥取県文化振興財団文化振興事業基金事業</p> <p>1 鳥取県からの基金造成事業補助金を受け、定款に定める公益事業及び県民の文化振興、管理施設の利用者へのサービス向上や機能の充実に資するため、文化芸術事業の経費等へ充当し、事業を実施する。</p> <p>2 ア 各種事業の実施は、ホームページ等で広く明らかにしている。 イ 毎年度、県所管課への実績報告を行うとともに、指定管理業務についての評価・点検が行われる。 ウ 該当なし。 エ 特定の団体や業界の利益を図るものではない。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
鳥取県立県民文化会館指定管理者通知	鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)	鳥取県地域社会振興部文化政策課
鳥取県立倉吉未来中心指定管理者通知	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)	鳥取県地域社会振興部文化政策課
興行場営業許可	興行場法第2条第1項	鳥取県東部総合事務所
興行場営業許可	興行場法第2条第1項	鳥取県倉吉保健所

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	県民が広く利用する公の場を提供することにより、県民の様々な活動の場を支援するための事業	第4条第1項第5号
事業の内容		
指定管理者として、鳥取県から委託を受け、協定書に基づき、県民が広く利用する公の施設の受託管理者として施設の管理運営を行い、施設の貸与について、文化振興に関する目的及び文化を通じた人と人との交流目的以外で、県民に様々な活動の場を提供している。		
○鳥取県立県民文化会館管理運営 鳥取県からの指定管理を受け、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例に基づき、施設の管理運営（施設貸与）を行う。（鳥取県立県民文化会館の管理運営の受託のうち公益目的事業以外の施設貸与）		
○鳥取県立倉吉未来中心管理運営 鳥取県からの指定管理を受け、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例に基づき、施設の管理運営（施設貸与）を行っている。（鳥取県立倉吉未来中心の管理運営の受託のうち公益目的事業以外の施設貸与）		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
鳥取県立県民文化会館指定管理者通知	鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）	鳥取県地域社会振興部文化政策課
鳥取県立倉吉未来中心指定管理者通知	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）	鳥取県地域社会振興部文化政策課
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください（認定法第7条第2項第3号）。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。